特集・行政の再点検と提案 新段階をむかえた 青少年行政



植村慶富

市長は「子供を大切にする市政」を市の重点施策 とし、その方向について昭和38年9月つぎのよう な考え方を、市会で演説した。その一部をこの機 会に記してみたい。

『……「子供を大切にする」と申し上げたのは, ややもすると学校教育に限定して考えられがちな 教育を, もっと広い意味でとらえようとするもの であります。すなわち主として2部授業,不正常 授業の解消、危険校舎の改築などを含めた義務教 育諸施設の拡充整備, 父母負担の軽減をはかるこ とは当然として、今まで第二義的に考えられがち であった教育環境の整備にも目をむけていくこと が必要であると存じます。そのためには、なによ りも生活環境の整備と市民生活の安定をはかるこ とが根本であり、母子福祉、老人福祉、児童福祉 を中心とした社会保障を充実し, 横浜から貧乏を 追放することが大切であろうと考えます。とくに 前市長が力点をおかれた青少年対策についても, 青少年非行化傾向を青少年という段階だけでとら えたのでは、すでにおそいと思うのであります。 すなわち, 私たちは児童福祉法, 児童憲章にのっ とり発育期からの成長過程において, すでに健全 な生活環境を確保しなければなりません。

この場合、とくに強調したい点は幼児教育です。 その人の性格を決定するものは、3才までに定め られた性向だということはすでに定説でありま す。しかし、現状では両親が忙しすぎる。家庭と 仕事場が一緒である。遊び場がない。遊びの指導 者がいない。そのために、母親が自分の手で子供 を育てしつけるというたてまえがいちじるしくゆ がめられてきました。すなわち、都市の急速な発 展が家庭環境をいちじるしく破壊しておるのであ ります。私はそんな視点で、とくに就学前教育に 力を入れてみたいと思うのでありますが、本市の

保育行政は他の5大市に比してかなり立ち遅れて 「いると申しても過言ではありますまい。……』 こうした考え方を前提とし、本市の青少年をより よく育成するために、昭和39年4月民生局に青少 年部を設置して今日に至っている。われわれは青 少年の若いエネルギーをどのように歴史のなかに 位置づけていくかという観点に立って行政をすす めてきたが、その点ではたして十分であったかど **うか自己反省しなければならない。青少年部は青** 少年対策の窓口の一本化く市長部局のみ>,関係 部局の連絡調整、総合的な施策の推進役としての 行政を担当しているが、まず第一にとりあげてき たことは、市長の附属機関として設置されている 横浜市青少年問題協議会の運営をはかることであ った。協議会は青少年の指導育成および保護矯正 に関する総合的な施策の検討と具体的な内容につ いて、7回にわたって市長に意見具申を行なって いる。

また一方、児童福祉法による児童福祉審議会においても、その基本的方向について答申が出されている。そして、青少年部のなかで児童課はあらゆる法の施行分野を担当し、青少年課は、全く法以外の青少年問題を担当するという形で発足した。しかしこの4カ年の足跡のなかで、はたして、前述した「市政への考え方」の具体化がどのていどできたか、これをもって反省してみる機会としたい。

今日の青少年問題は青少年をも含めた大人の社会問題であり、家庭、学校、地域社会の問題であるばかりでなく、経済社会、政治社会の問題であることは論をまたない事実である。青少年問題は家庭づくり、学校づくり、都市づくり、国づくりのなかで、その有機的な連関をもった一元的な対策

が推進されていかなければならないことも当然であろう。本市の青少年問題協議会もかかる視点にたって、各種専門委員会制度を設けて、部門別の討議検討をつづけてきた。行政執行にあたっては「子供を大切にする市政推進連絡会議」にはかり関係部局の連絡調整を行ないつつ実施してきたことはすでに周知の通りである。

これらの意見具申を具体化していくためには、関 係部局が充分その機能をはたすことができるよう 予算を講じることが必要である。予算編成に際し て、青少年部はその全般的な状況を把握し、各部 局の意見もきき、部局間の連絡調整をとりつつ総 合的な立場の予算化に努力してきた。これらの仕 事こそ、青少年部に課せられた重大な使命であろ うと考えている。また、児童福祉審議会において も、同じ青少年の福祉をかんがえる立場として時 に青少年問題協議会のメンバーと交流の場をつく っている。そしてめぐまれぬ底辺層の子供たちの 福祉向上のためにお互いの力をわかちあう努力を なん回か積みかさね、審議会としても本来的な使 命達成の方向を徐々にではあるが進めつつある。 しかし、児童福祉の範囲は広範であり、ただ単に 底辺層のみに目をむけず、青少年全般の福祉の向、 上のために,公的な責任分野を充分に発揮できる よう今後の運営方法についても充分検討を加えて いきたいと考えているので少し具体的事項につい てふれてみたいと思う。

地方公共団体としての横浜市がもっている青少年 行政についての公的責任の範囲について反省をし てみたい。地方公共団体としてもっている国有の 行政事務であっても,是非しなくてはならない責 任の範囲,また実施した方がよりよいと考える責 任の範囲を再検討していく必要があろうと考えて いる。青少年行政はすべての青少年の幸福をより たかめていくために必要なことではあるが,財政 上できない問題もあろうし,首長の考え方による 予算の規模の問題もある。しかしここでは, 青少年の年令発達段階に応じてとりあげてきた具体的施策について反省してみたい。

1・幼児期

親がかりであるこの時期において、最重点事項は その健康管理を充分になしとげることであろう。 そのための公的責任として衛生局が中核となって 行政事務の執行がなされているが、現在までに実 施してきた事務事業のなかで、その2,3について あげてみたい。児童福祉法に示された3才児検診 については,青少協の意見具申もあり,衛生,民 生,教育の3局が共同で連携をはかり、保健所を 中心として実施している。これは保健所において 3才児生まれ月検診の形で、内科、栄養、心理判 定等を総合的に調査するもので、問題をもつ子供 の発見を早期に行ない、それらの母親の教育活動 を進めていく体制が確立された。市民へよく周知 させ、検診体制と事後措置も充分に用意したはず であるのに、実施率が20.8%という状態である。 毎年少しずつ増加しつつあるとはいえ、はたして 各家庭の責任はこれでよいのだろうか。教育マ マ, 心理ママが参加するのみではなかろうか。要 指導,要精密の3才児を発見し,その子供たちの 母親教育をすすめているが, またその出席率にも 多くの問題をのこしている。当担局が全能力をあ げてもそれに答えてこない市民の無自覚さという か,無関心さというかには手を焼いている。その 子供がいよいよ学令期に達すると大騒ぎをしなけ ればならなくなったのでは困ってしまう。しかも その時期になるとなぜもっと指導し、治療を加え なかったと市に問いつめてくる, そんなやり方に 対しては義憤さえ感ずるものである。

保育所づくりについても国はその設置基準をきび しくし、しかも補助単価は実質の建築単価の10分 の1位ですましていることは、実態に沿ったあり 方ではない。また、土地代を含めず少しでも多く の保育所を設置しようとする意志をもって予算の 効率化を考えているが、なかなか土地の提供はむ ずかしい。しかも、住民はここにも、あそこにも 作れと陳情してくる。市の予算を考えないで、も し市立保育所がたつならば土地が高くうれるだろ うというような個人主義的な思想が多いのではな かろうか。共同体的意識を少しずつでも高めてい く活動が市民各層に浸透していったら、これらの 問題も漸進していくに相違ないと考えている。 ちびっこプール……ちびっこ広場の一環的事業と して42年度から実施した。この事業は青少年部, 公園部,衛生局,水道局,土木局,各区の多くの 部局が協同し、幼児用のプールを50カ所設置する ことができた。多くの人の関心の的となりなが ら、計画、立案、実施にあたって月日のたつのも もどかしい気持で進めてきた。そして、でき上っ、 たプールに跳びこんでいくちびっこたちのうれし い顔をみたとたんに, 私たちの苦労はいっぺんに ふっとんでしまった。これは地元の管理体制を指 導しながら進めてきた仕事であるが、なかにはエ ゴイスティックな思想の地域も発見され、手きび しい指導を加えたこともある。市が作ってくれる ものならなんでも作ってもらおう、そのあとの管 理はアルバイトにでもまかせておげばいいという 考え方もあったり, せっかく作ってくれるものな ら, せめて海から遠い地域になるべく多く作って くれということはわかるが、水道のひいてない地 区に作ってもらえれば、その水道が住民の生活に つかえて一石二鳥だなどという市民の代表者層の 意識と考え方には,全く啞然とさせられてしまっ た。住民の近隣意識がこのプールを軸として育っ ていったならば、お互いの市民生活の向上にも, 市政とともに歩んでいくという姿勢も生まれてく るのではなかろうかと私たちは期待していた。し かし、このような考え方の人々に出会うと「あな

た方の責任のもち方についてどうあったらよいか 考えたことありますか」と聞きたくなってくる始 末である。

2・学童期

学校に入った少年少女たちにとって, よりよい教 育環境のなかで教育をうけていくことは教育の機 会均等という思想からも大切なことである。二部 授業や不正常授業、父母の負担軽減などは大きく とりあげられ、着々とその充実整備が進められつ つある。しかし都市化の現象は公共投資を大きく 上まわって、市財政を圧迫しつつあることは周知 のとおりである。青少年部としては、市内の不就 学児に対し教育委員会と共同して、ことぶき学級 を設置した。ここでは学校教育法や児童福祉法の 谷間におちこぼれた子供たちの教育活動を過去5 年間にわたって実施し、100人近くの子供を学校 教育ルートへのせることができ、大きな成功をお さめた。これまではドヤの家庭内にくいこめなか ったが、子供を教育する活動のなかから理解され てきたことは、ドヤ街対策への一つの道筋をつけ たということができるかもしれない。最近は長欠 児童が多くなりつつあるが、近代化されてきた家 庭生活のなかで、多くの児童生徒が情緒障害を起 している。これも一つの近代病かもしれないが、 ただ手をこまねいているわけにいかず、心理治療 室を設けてこれらの子供を収容し、少しずつでは あるが元の学校教育へ復帰させる努力も進めてい る。教育と民生の共同作業であり、なかなか施設 や人の問題で充分の効果があがらぬのが残念だが 情緒障害の子供がグループをつくっていく姿を みると、ああ、やっぱり実施してよかったと思わ れる。長い時間がかかるであろうけれども,一人 一人の少年が問題を起さずに進んでいける自信を この事業を通じて感じとったものである。しかし ここでも多くの家庭の協力と責任をもっと強くし

でもらいたいと考えるものである。このほか養護施設の近代化のために統廃合を行なったり、法には規定されない身体障害者福祉センターを設置するなど、画期的に仕事が進められてきたことは自負してもよいだろう。心や身体に問題をもつ子供たちの施設や設備で、市としてもっとやりたいもの、またやらねばならぬものがあろうと思うが、一定のわく内ではなかなか進まない。私たちのより高い工夫と研究が必要だということをいつも感じているしだいである。

3 · 青年期

とくに勤労青少年たちを多くかかえる横浜市としては、市民性を向上させていくための努力を少しずつではあるが進めているが、労働行政が市にないためのあい路が目につく。経済局、教育委員会と青少年部など何回となく話合っているが、福祉行政のみの強調だけでなく、労働行政に対しても多くの発言と研究と施策がなされる必要があろうと考えている。そして市の中央に勤労青少年センターを用意し、勤労青少年たちの心のよりどころとなり、各種の活動ができるような場所にしたいと考えている。いま関係者と充分話合いを進めてぜひ実現にこぎつけたいと毎日の懸案事項にして進めている。

以上,発育時期別に2,3の点にわたって現在の 事務事業の反省をしてきた。ことばたらずの点が 多くあろうが,卒直な気持の一端をのべてみた。 つぎに現在の仕事の範囲を考えながら,私なりの 提案をこころみたいと思う。

1・公的責任と私的責任

行政事務の需要がいよいよ増大してくる昨今において、地方公共団体の行なう事務事業の範囲はは

たしてどのていどが限度か,私たちはいつも考えておかなければならないことであると思う。

たとえば毎日のように、保育所を作ってほしいと いう陳情にせめられているが、確かに保育所は少 しでも多いに越したことはない。毎年数カ所ずつ 公立保育所を設置してきたが、公立のみならず、 私立への援助も加えながら41年度まで74カ所とな り、4年間に14カ所も増設してきた。しかし、せ っかくできた保育所の父母は長時間保育を陳情し てくるのである。しかし、まだその恩恵に浴せぬ 地域のあることを話してさがってもらっている。 新しい家庭に子供がうまれると, すぐに市はこの 子供を育てる保育所をつくって育ててくれという が、はたして市がその公的責任の場でその要求を 満たせねばならぬものだろうか。ともかせぎ、た しかに現代の高度経済成長下の生活では必要だろ うと考えるが, ただ, 市のみが保育所をつくって いけばそれですべて終了するものなのかどうか。 もう一度考えてみる必要があろう。

企業体がパート・タイムの人員を必要とするならば、その労働力確保のために必要な手をうつことも考えてよいのではないか。少ない予算でしかもその予算を最も効率的につかって、市民生活を少しでも安定した姿にすることは、私たち公務員の重要な役割には相違ないが、この辺で、公的責任の限界と私的責任を確認しあう必要があるだろう。陳情すればすべて市がやるのが当然という思想は市民生活を破壊していくものであると考える。市の行政事務担当者も市民とともに考えて進んでいく姿勢が大切なことであると考えるものである。

2・地域社会資源の利用について

私たちの住む町のなかには、国のたて割の行政できめられてきた、○○委員××委員というものが数多く委嘱されているが、これらの資源をもっと網羅的に横につなげた活動ができないだろうか。

1人の委員が28の肩書をもっているのでは地域社 会のただ名誉職のみに終って、ほんとうの意味で の活動が果されるかどうか、はなはだ疑問になっ てくるのである。

たとえば,青少年の非行防止のための組織だけを とりあげてみると、保護司連盟、更生保護婦人 会, BBS, 防犯協会, 学校補導委員会, 学警連, 職警連,地区補導育成会,民間少年補導員など… …数えあげたら、10指以上になろうという状態で ある。もちろんそれぞれ,上の組織につながって いるから, それぞれの目的をもった活動があり, 内容にニュアンスのちがいはあるが、非行防止と いう目的はまったく同じだと考える。そして地域 社会にあって,青少年育成上の問題を話し合い, 活動を展開する時、これらの組織の人々が横に手 をつないだらと考えるものである。セクショナリ ズムを排除して、1人1人の青少年を地域社会全 体の問題としてとりあげていく体制化がなされた 時,青少年をとりまく大人の意識も向上し,種々 の問題解決も早まっていくのではなかろうか。そ のために必要であるならば, 市の責任としての予 算や指導助言を加えていくことも考えている。

3・青少年行政機構の再編成について

青少年行政の総合的企画,連絡調整の機能をもつ部が民生局に所属して,関係局と調整をとることは非常に困難である。さらに青少年対策の窓口一本化をはかられたはずにもかかわらず,青少年指導育成の問題は教育委員会の所管事項としている現在,地域社会にあっては窓口二本化のそしりをどうしてもうけやすいことがいろいろの仕事のうえで感じられてきた。地域社会の青少年対策を具体化していくために,区の市民課の果してきた役割のたいへん大きいことは周知の通りであるが,現状の機械と人員では事務事業の枠の拡大は相当に困難であろう。

表 1 — 都道府県,指定市青少年対策主管課

<42.3.9>

•		知事部局 総務 企画	民生 厚生	教育委 員会	計
,	青少年専管課	15<1>	6<1>	4 < 4 >	25<6>
	非 専 管 課	5	22	0	27
	計	20<1>	28<1>	4<4>	52<6>

< >は指定市

私はこの際,青少年行政の機構上の体制も再編成して,企画立案部局も実施部局も統一した形で実施できるようにしたらよいと考える。もちろん区の体制もそれにもとづいて編成しなおさなければならない。

<民生局青少年課長>

≪コメント≫

青少年行政に望む

高橋四郎

昨41年の8月、わたくしの携わっている青少年問題協議会や社会教育委員会に、平生はなんのかかわりもないと思われる一実力者が、突然「ハンドボールは青少年の健全育成に非常に役立つものだから、ぜひハンドボール大会を開催しよう」と提案した。そしてその企画があまりに唐突だからといって渋っていた青少年関係各課員や区市民課長などを叱咤して、ついに全市青少年ハンドボール大会なるものを三ツ沢で開催、数百名を集めて盛んな大会にしたことを覚えている。わたくしは、年初詳細な予算計画をたてて一つ一つ慎重に行なわれる行政のなかで、こんな横紙破り的なことが行なわれていいものだろうかと疑義をもたざるをえなかった。

しかし、後になって、もしこうした強引なやり方が、横浜市の青少年問題の最も緊急大切な問題に向けられ、早急に対策をたて、実行されていくことがあるとしたら、こんなすばらしいことはないと思うようになった。しかし、自分が市の行政を少しずつでも知っていくと、ただ青少年に関することだけでもなかなかそうは簡単にいかず、複雑であることがわかり、声を大きくしてそれをいうだけの勇気を失いがちである。

青少年行政をみていくと全く"のれん行政"とい わざるをえない。しかもそれは一本ずつたれさが った縄のれんである。各縄はしっかりと上層に連 らなっており,そこから流れてくる指令に基づい て忠実にそのフィールドで仕事をしている。そし て市民から全体をみればすべてそろって美しい模 様が描き出されていると思う。しかしなにか真剣 に考えてぶつかっていくと,どこも受けとめてく